平成２２年（フ）第１８７号
京都市伏見区向島二ノ丸町151番地30　３―Ｄ棟813号廣澤方
債務者　遠藤　　猛
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１８８号
京都市伏見区向島丸町４番地７　市営住宅８街区２棟506号
債務者　永野　純子（旧姓東川）
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２３９号
京都府木津川市兜台５丁目１番地３　コンフォールかぶと台７―104号
債務者　金澤　博之
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２４８号
京都府向日市森本町下森本24番地の77
債務者　嶋　　照代
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２７３号
京都市伏見区桃山町大島８番地１　レオパレス伏見204号室
債務者　岡本　憲典
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１２６号
兵庫県揖保郡太子町原164番地１　インターヒレッジ太子東803号室
債務者　辛　　銀花
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで　神戸地方裁判所龍野支部

平成２１年（フ）第８１６号
奈良市三条添川町３番37号
債務者　千葉　広英
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで　奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第２９号
広島市安佐南区緑井２丁目２番５―302号
債務者　お好み焼き大番こと　頭山　信隆
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２１９号
広島市南区東雲１丁目14番10―301号
債務者　山本　茂樹
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２３６号
広島市佐伯区薬師が丘２丁目18番６号
債務者　三好　慶明
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２４１号
広島市安佐北区三入東２丁目45番８号
債務者　挽地　明子
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２４７号
広島県東広島市西条町御薗宇4705番地２　ヴィラ新町101号
債務者　梅田ミルトンこと　ＵＭＥＤＡ　ＭＩＬＴＯＮ
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２４８号
広島県東広島市西条町御薗宇4705番地２　ヴィラ新町101号
債務者　梅田マルレーネこと　ＵＭＥＤＡ　ＭＡＲＬＥＮＥ　ＤＥ　ＪＥＳＵＳ
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２５９号
広島市安佐北区三入２丁目27番33―202号
債務者　住谷　建三（旧姓岡本）
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３４１号
広島市安佐北区三入東２丁目45番８号
債務者　挽地　民子
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３４４号
広島市中区江波西２丁目10番８号
債務者　山中美恵子
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６号
香川県丸亀市垂水町899番地68
債務者　村部　吉雄
1　決定年月日時　平成22年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで　高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第２８号
宮城県石巻市桃生町神取字土手前９番地１　神取市営住宅504号、旧住所宮城県石巻市桃生町新田字東町34番地
債務者　佐藤みどり
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで　仙台地方裁判所石巻支部破産係